

第11回 「雇用によらない働き方」とは何か

◎今回の概要:

近年注目を集めていて、政府の政策にも上がっている、いわゆる「雇用によらない働き方」という個人請負を取り上げます。シェアエコノミーとともに、「雇用によらない働き方」がこれからの新たな働き方であると、注目されています。そして副業・兼業も取り上げられています。ここには「夢の世界」が待っているとされていますが、本当にそうでしょうか。問題点を探ります。さらに、高齢者雇用・障害者雇用の問題も考えます。

◎「雇用によらない働き方」とは

○どれだけいるのだろうか

- ・正式な統計は無い：在宅ワーク：40万人 個人業務：推計100万人
- ・個人請負：600万人 クラウドワーカー：500万人 フリーランス：1,118万人

○クラウドワーキングとは何か

- ・マッチングプラットフォーム：ネットで仕事を仲介

○個人請負

- ・在宅・兼業・副業 業務委託契約
- ・フリーの編集者、デザイナー、添乗員、観光ガイド、生命保険会社の外交員、フランチャイズの店長、ホスト、バイク便ライダー、建設現場の鉄筋工・建築士、コンピューター技術者
- ・塾講師 ウーバー ウーバーイーツ

○クラウド・ワーカー

- ・インターネット上のマッチングサイトなどを通じて仕事を受注・納品  
文書データ入力、事務伝票整理、ライター、Web制作、デザイン、ネットショップ運営
- ・高度な専門知識、単純業務：空いた時間利用多種多様：複数の企業の掛けもち：1社専属

○新しい働き方

- ・新型フリーランスで年収600万 時間と場所にとられない新しい働き方

○その実態

- ・フリーランスの報酬：低賃金労働 フリーランスの労働時間：長時間労働の実態
- ・仲介業だけがもうかる仕組み：派遣と同じ ・昔からある内職 『路傍の石』

○「個人請負・フリーランス」は無権利状態

- ・労働関係法規一切適用されず ・社会保険・年金保険は全額自己負担
- ・クラウド・ワーカー：決して所得は高くない：長時間労働と短時間労働 低所得：専業と副業が競合

○仕事の仕組みの変化

- ・プロジェクトの時代：メンバー集合、終われば解散 インデペンデント・コントラクター

○進められる政策

- ・経済産業省・厚生労働省 :働き方改革 時間と場所にしばられない働き方

○働く人の権利を守る

- ・賃金足らなければ →「副業」をどうぞ 兼業・ダブル・トリプルワーク
- ・年金足らなければ →「副業」をどうぞ 「一億総活躍」プラン
- ・雇用者から個人請負への転換を防ぐ、労働者性を認める、団結
- ・8時間働いて普通の生活ができる賃金・報酬

◎高齢者雇用・障害者雇用の問題

- ・高齢者雇用:70歳まで働け！！
- ・障害者雇用:政府・省庁まで不正な数字！！

◎ビデオ

「副業貧乏に内職地獄？ “ネット・ワーカー” 残酷物語」

2017年2月1日 クローズアップ現代+ NHK総合TV 約17分

◎参考文献

- ・高田好章「「雇用によらない働き方」—推進の狙いと拡大の実態」『経済』2018年9月号
- ・ダニエル・ピンク『フリーエージェント社会の到来—「雇われない生き方」は何を変えるか』2001年（邦訳2002年）
- ・『多様な働き方の実態と課題』労働政策研究・研修機構 2007年
- ・村山昇『働き方の哲学 360度の視点で仕事を考える』ディスカヴァー・トゥエンティワン 2018年

◎今後の講義予定

- ・第12回:特別授業: 労働問題・労働条件に関する啓発授業 厚生労働省委託事業 6月27日講義

学生のみなさんに対して、労働問題や労働条件の改善等について理解を深めてもらえるよう、啓発授業を行うものです。昨今、「過労死」をはじめとした労働条件などに関する問題が大きく取り上げられるなど、社会的にも関心が高まっています。厚生労働省は学生等に対して、働く際のルールについて理解を深めてもらえるよう、労働問題に関する有識者及び過労死のご遺族を講師として学校に派遣し、啓発授業を実施しています。仕事による過労から命を落としたり健康を損なうことは、ご本人はもとより、そのご家族にとっても計り知れない苦痛であるとともに、社会にとっても大きな損失であり、こうした事態を何としても防いでいかなければなりません。これから社会に出て行く学生のみなさんがこうした労働問題について理解を深め、自分を守るための知識をつけられるよう、啓発授業を行います。

◇お話

- ・「過労死・ブラック企業から身を守るために ～ワークルールとブラック企業の見分け方～」  
弁護士 清水亮宏さん
- ・「夫が過労死した背景」  
大阪過労死を考える家族の会 西岡さん

・第13回:さまざまな働き方・新たな働き方 7月4日講義

企業に雇われて働くことは、一般的には民間企業・私企業で働くことを指しています。しかし、企業にはそれ以外に公企業があり、労働者はそこでは公務労働者として働きます。またNPOやNGOで働くこともあります。このように様々な企業体での働き方を考えます。また、これまでの日本では高度成長の中で、都市において企業が成長してきました。そこでは働く人々は都市に集中してきましたが、その一方で地方では雇用の機会が失われてきました。近年仕事おこしとして地方における働き方にあらたな芽が芽生えつつあります。そのような新たな働き方を考えます。

・第14回:労働者を守る制度について 7月11日講義

雇う企業と雇われる労働者は雇用契約上では対等な立場にいます。しかしながら、実際には企業の側が有利な立場にいます。そのためこれまでの歴史の中で様々な労働者を守る制度が築かれてきました。それらは工場法であり、労働者が団結して労働組合を作ることであり、労働安全衛生制度であり、雇用保険や労災保険・健康保険であり、また退職後の生活のための年金制度であります。それらを知ることは働く人々にとって、とても重要な知識であり、あらかじめ知ることによって自らを助ける糧になります。そのような問題を考えます。

・第15回:雇用の流動化と労働規制緩和政策: 7月18日講義

多くの先進諸国はこれまでの労働規制を緩和しようとする政策が近年とられてきています。日本も例外ではなく、労働者の働き方を守る様々な政策や規制を「岩盤規制」と呼んで掘り崩そうとしています。それはどこから来たのか、またどのようにしようとしているのか考えます。そして、よりよく働くためには何が必要なのかも考えます。